

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員衛生管理規程

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の職員等の衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、法人と雇用関係にある者のほか、法人に派遣される者をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、常に所属職員等の衛生に留意し、必要な措置を講じるとともに、総括安全衛生管理者から職員等の衛生に関し、施設、作業方法等の改善等を命ぜられたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じ、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(総括安全衛生管理者及び総括安全衛生管理者の代理者)

第4条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による総括安全衛生管理者は、病院長をもって充て、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第332号。以下「省令」という。）第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、副院長の職にある者のうちから理事長が任命する。

(衛生管理者)

第5条 法第12条第1項の規定による衛生管理者は、職員のうちから理事長が任命する。

(衛生管理者の代理者)

第6条 省令第7条第2項の規定による衛生管理者の代理者は、職員のうちから理事長が任命する。

(産業医)

第7条 法第13条の規定による産業医は、職員のうちから理事長が任命する。

(衛生委員会の設置等)

第8条 法第18条第1項の規定により、衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、法第18条第2項及び第3項の規定により、次の各号に掲げる

職員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関する経験を有する職員

3 前項第2号から第4号に掲げる委員の半数については、職員代表の推薦をもって理事長が指名することとする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第10条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(所掌事務)

第12条 委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、理事長に意見を具申するものとする。

(会議等)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 前各項に規定するもののほか、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員等の衛生に関し必要な事項は、法人が

別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。